

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）新旧対照表

現 行											改 正 後											備 考		
第1条から附則まで（省略） 別表1（省略） 別表2											第1条から附則まで（現行のとおり） 別表1（現行のとおり） 別表2													
地区計	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	地区計	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ			
整備画	建築してはならない	建築	建築	建築	建築	建築	建築物の外壁		建築	建築	整備画	建築してはならない	建築	建築	建築	建築	建築	建築物の外壁		建築	建築			
計画地	建築物	物の	物の	物の	物の	物の	等の面から道		物の	物の	計画地	建築物	物の	物の	物の	物の	物の	等の面から道		物の	物の			
区域区		容積	容積	建蔽	敷地	建築	路境界線、隣		高さ	高さ	区域区		容積	容積	建蔽	敷地	建築	路境界線、隣		高さ	高さ			
の名称		率の	率の	率の	面積	面積	地境界線等ま		の最	の最	の名称		率の	率の	率の	面積	面積	地境界線等ま		の最	の最			
の名称		最高	最低	最高	の最	の最	での距離の最		高限	低限	の名称		最高	最低	最高	の最	の最	での距離の最		高限	低限			
		限度	限度	限度	低限	低限	低限度		度	度			限度	限度	限度	低限	低限	低限度		度	度			
					度	度	(ア)	(イ)								度	度	(ア)	(イ)					
もみじ台団地地区整備計画区域の項から西野地区地区整備計画区域の項まで（省略）											もみじ台団地地区整備計画区域の項から西野地区地区整備計画区域の項まで（現行のとおり）											食品衛生法施行令改正に伴う規定整備		
テク	研	(1)から(19)まで	(省略)									テク	研	(1)から(19)まで	(現行のとおり)									
ノバ	究	(省略)										ノバ	究	(現行のとおり)										
ーク	ク											ーク	ク											
地区	開	(20) 食品衛生法施										地区	開	(20) <u>食品衛生法等</u>										
地区	発	行令（昭和28年政										地区	発	<u>の一部を改正する</u>										
整備	業	令第229号）第35										整備	業	<u>法律の一部の施行</u>										
計画	務	条第3号から第15										計画	務	<u>に伴う関係政令の</u>										
区域	地	号まで又は第17号										区域	地	<u>整備及び経過措置</u>										
区	区	から第34号までに										区	区	<u>に関する政令（令</u>										
		掲げる営業の用に												<u>和元年政令第123</u>										
		供するもの												<u>号）第1条の規定</u>										
														<u>による改正前の食</u>										
														<u>品衛生法施行令</u>										
														（昭和28年政令第										
														229号）第35条第										
														3号から第15号ま										
														で又は第17号から										
														第34号までに掲げ										
														る営業の用に供す										
														るもの										
都心南地区地区整備計画区域の項から北1条西5丁目北地区地区整備計画区域の項まで（省略）											都心南地区地区整備計画区域の項から北1条西5丁目北地区地区整備計画区域の項まで（現行のとおり）													
以下（省略）											以下（現行のとおり）													